

条例議案の概要

—平成26年12月定例会—

目 次

議案第 110 号	盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第 111 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について……………	4
議案第 112 号	盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について……………	10
議案第 113 号	盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第 114 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について……………	21
議案第 115 号	盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	24
議案第 116 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第 117 号	盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例について……………	33
議案第 118 号	盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条 例について……………	34
議案第 119 号	盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について ……………	35
議案第 120 号	盛岡市ふるさと学習センター条例を廃止する条例について……………	36
議案第 121 号	盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について……………	37

議案第 110 号

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

防災会議の委員の定数区分を廃止するとともに、委員の定数及び選任区分を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 委員の選任区分ごとに委員の定数を定める方式を委員の総数の上限を定める方式に改める。
- (2) 委員の定数を「52人」から「55人以内」に改める。
- (3) 委員の選任区分に、「陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者」を加える。

3 施行期日

平成27年4月1日

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市防災会議条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年9月29日条例第40号 改正 (略) 平成26年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市防災会議条例</p> <p>第1条～第2条 (略) (会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員<u>55人以内</u>をもつて組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p><u>(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(3) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(4) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(5) 盛岡地区広域消防組合 (以下「組合」という。) の消防長</u></p> <p><u>(6) 市の職員のうちから市長が指名する者</u></p> <p><u>(7) 教育長</u></p> <p><u>(8) 消防団長</u></p> <p><u>(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(10) 自主防災組織を構成する者又は知識経験のある者のうちから市長が委嘱する者</u></p>	<p>○盛岡市防災会議条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年9月29日条例第40号 改正 (略)</p> <p>盛岡市防災会議条例</p> <p>第1条～第2条 (略) (会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員_____をもつて組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p><u>(2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(3) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(3) の2 盛岡地区広域消防組合 (以下「組合」という。) の消防職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(4) 市の職員のうちから市長が指名する者</u></p> <p><u>(5) 教育長</u></p> <p><u>(6) 消防団長</u></p> <p><u>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(8) 自主防災組織を構成する者又は知識経験のある者のうちから市長が委嘱する者</u></p>

改正後	改正前
<p>6 <u>前項第9号及び第10号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>7 前項の委員は、再任することができる。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (平成26年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>6 <u>前項第1号、第2号、第3号、第3号の2、第4号、第7号及び第8号</u>の委員の定数は、それぞれ7人、5人、3人、1人、7人、21人及び6人とする。</p> <p>7 <u>第5項第7号及び第8号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 前項の委員は、再任することができる。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <hr/> <hr/>

議案第 111 号

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の例に準じ、道路の占用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

現行の道路占用料は、平成21年度の地価水準を算定の基礎とした道路法施行令（昭和27年政令第 479号）に規定する占用料に準じたものであるが、今般平成24年度の地価水準による見直しに伴い道路法施行令が一部改正されたことに準じ、盛岡市道路占用料徴収条例で規定する道路占用料単価全般（電柱、ガス管、上下水道管等）を5～24%程度引き下げる。

3 施行期日

平成27年4月1日

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前					
<p>○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 改正 略 平成26年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市道路占用料徴収条例 第1条から第5条まで [略] 附 則 [略] 附 則 (平成26年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (第2条関係)</p>				<p>○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市道路占用料徴収条例 第1条から第5条まで [略] 附 則 [略]</p> <p>別表 (第2条関係)</p>					
	占用物件	単位	占用料 (円)		占用物件	単位	占用料 (円)		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	560		
	第2種電柱		660		第2種電柱		860		
	第3種電柱		900		第3種電柱		1,200		
	第1種電話柱		390		第1種電話柱		500		
	第2種電話柱		620		第2種電話柱		800		
	第3種電話柱		850		第3種電話柱		1,100		
	その他の柱類		39		その他の柱類		50		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		4		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類				2		地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年		380	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490		
	地下に設ける変圧器		占用面積1平	230	地下に設ける変圧器		占用面積1平	300	

		つき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>770</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>770</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>46</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>460</u>

		つき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>420</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,000</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>60</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>90</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>600</u>

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	770
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.004を乗じて得た額	770
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			930	
	地下に設ける通路			560	
その他のもの		770			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	
	標識		1本につき1年	620	
	旗ざお	祭礼、縁日そ	1本につき1	19	

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	1,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.004を乗じて得た額	1,000
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000	
	地下に設ける通路			610	
その他のもの		1,000			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	
	標識		1本につき1年	800	
	旗ざお	祭礼、縁日そ	1本につき1	20	

		他の催し に際し、一時 的に設ける もの	日		
		その他のもの	1本につき1 月		190
幕（政令第7 条第4号に掲 げる工事用施 設であるもの を除く。）	祭礼、縁日そ 他の催し に際し、一時 的に設ける もの	その面積1平 方メートルに つき1日			19
					その他のもの
アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1 月			1,900
					その他のもの
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平 方メートルに つき1年			770
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平 方メートルに つき1月			190
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設		つき1月			77
政令第7条 第9号に掲 げる施設	建築物	占用面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.016を 乗じて得た 額		
	その他のもの		Aに0.011を		

		他の催し に際し、一時 的に設ける もの	日		
		その他のもの	1本につき1 月		200
幕（政令第7 条第4号に掲 げる工事用施 設であるもの を除く。）	祭礼、縁日そ 他の催し に際し、一時 的に設ける もの	その面積1平 方メートルに つき1日			20
					その他のもの
アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1 月			2,000
					その他のもの
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平 方メートルに つき1年			1,000
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平 方メートルに つき1月			200
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設		つき1月			100
政令第7条 第9号に掲 げる施設並 びに同条第	建築物	占用面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.016を 乗じて得た 額		
	その他のもの		Aに0.011を		

改正後				改正前			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額				
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額
備考 [略]				備考 [略]			

議案第 112 号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査手数料等を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可に係る次の手数料を定める。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 許可の申請に対する審査手数料 | 30,100円 |
| (2) 許可の更新の申請に対する審査手数料 | 11,600円 |
| (3) 許可証の書換え交付に係る手数料 | 2,300円 |
| (4) 許可証の再交付に係る手数料 | 3,300円 |

3 施行期日

平成27年4月1日

<参考>

・医療機器

人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具

・高度管理医療機器

医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの（例：人工呼吸器、コンタクトレンズ、AED等）

・特定保守管理医療機器

医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とするもの（例：X線診断装置、CT診断装置、透析用血液循環ユニット等）

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 平成26年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市保健所手数料条例 第1条から第7条まで [略] 附 則 [略] 附 則 (平成26年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 [略] 別表第2 (第2条関係)</p>	<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略</p> <p>盛岡市保健所手数料条例 第1条から第7条まで [略] 附 則 [略]</p> <p>別表第1 [略] 別表第2 (第2条関係)</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>67の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭料和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</td> <td>薬局開設許可申請手数料</td> <td>30,100円</td> </tr> <tr> <td>67の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</td> <td>薬局開設許可更新申請手数料</td> <td>11,600円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	略	略	略	67の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭料和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	30,100円	67の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>67の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭料和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</td> <td>薬局開設許可申請手数料</td> <td>30,100円</td> </tr> <tr> <td>67の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</td> <td>薬局開設許可更新申請手数料</td> <td>11,600円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	略	略	略	67の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭料和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	30,100円	67の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,600円
手数料を徴収する事務	名称	金額																							
略	略	略																							
67の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭料和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	30,100円																							
67の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,600円																							
手数料を徴収する事務	名称	金額																							
略	略	略																							
67の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭料和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	30,100円																							
67の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,600円																							

改正後		改正前			
67の4 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売業(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第3条ただし書の薬局製造販売医薬品(以下「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売業に限る。67の5の項, <u>69の6の項及び69の7の項</u> において同じ。)の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	7,800円	67の4 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売業(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第3条ただし書の薬局製造販売医薬品(以下「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売業に限る。67の5の項, <u>69の4の項及び69の5の項</u> において同じ。)の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	7,800円
67の5 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	3,900円	67の5 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	3,900円
67の6 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業(薬局製造販売医薬品の製造業に限る。	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	11,600円	67の6 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業(薬局製造販売医薬品の製造業に限る。	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	11,600円

改正後		改正前	
67の7の項, 69の8の項及び 69の9の項において同じ。) の許可の申請に対する審査		67の7の項, 69の6の項及び 69の7の項において同じ。) の許可の申請に対する審査	
67の7 医薬品, 医療機器等 の品質, 有効性及び安全性 の確保等に関する法律第13 条第3項の規定に基づく医 薬品の製造業の許可の更新 料の申請に対する審査	薬局製造販 売医薬品製 造業許可更 新申請手数 料	67の7 医薬品, 医療機器等 の品質, 有効性及び安全性 の確保等に関する法律第13 条第3項の規定に基づく医 薬品の製造業の許可の更新 料の申請に対する審査	薬局製造販 売医薬品製 造業許可更 新申請手数 料
67の8 医薬品, 医療機器等 の品質, 有効性及び安全性 の確保等に関する法律第14 条第1項の規定に基づく医 薬品の製造販売(薬局製造 販売医薬品の製造販売に限 る。67の9の項において同 じ。)の承認の申請に対す る審査	薬局製造販 売医薬品製 造販売承認 申請手数料	67の8 医薬品, 医療機器等 の品質, 有効性及び安全性 の確保等に関する法律第14 条第1項の規定に基づく医 薬品の製造販売(薬局製造 販売医薬品の製造販売に限 る。67の9の項において同 じ。)の承認の申請に対す る審査	薬局製造販 売医薬品製 造販売承認 申請手数料
67の9 医薬品, 医療機器等 の品質, 有効性及び安全性 の確保等に関する法律第14 条第9項の規定に基づく医 薬品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請に 対する審査	薬局製造販 売医薬品製 造販売承認 事項一部変 更承認申請 手数料	67の9 医薬品, 医療機器等 の品質, 有効性及び安全性 の確保等に関する法律第14 条第9項の規定に基づく医 薬品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請に 対する審査	薬局製造販 売医薬品製 造販売承認 事項一部変 更承認申請 手数料
68 医薬品, 医療機器等の品 質, 有効性及び安全性の確 保等に関する法律第24条第	医薬品販売 業許可申請 手数料	68 医薬品, 医療機器等の品 質, 有効性及び安全性の確 保等に関する法律第24条第	医薬品販売 業許可申請 手数料
	6,300円		6,300円
	90円		90円
	90円		90円
	30,100円		30,100円

改正後			改正前		
1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可（同法第25条第1号に規定する店舗販売業の許可に限る。69の項,70の項及び71の項において同じ。）の申請に対する審査			1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可（同法第25条第1号に規定する店舗販売業の許可に限る。69の項,70の項及び71の項において同じ。）の申請に対する審査		
69 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	11,600円	69 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	11,600円
69の2 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	30,100円			
69の3 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の料	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	11,600円			

改正後			改正前		
申請に対する審査					
69の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	2,300円	69の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	2,300円
69の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	3,300円	69の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	3,300円
69の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料	2,300円	69の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料	2,300円
69の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第6条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可証の再交付	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料	3,300円	69の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第6条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可証の再交付	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料	3,300円
69の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行	薬局製造販売医薬品製造業許可証	2,300円	69の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行	薬局製造販売医薬品製造業許可証	2,300円

改正後			改正前		
令第12条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の許可証の書換え交付	書換え交付 手数料		令第12条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の許可証の書換え交付	書換え交付 手数料	
69の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の許可証の再交付	薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料	3,300円	69の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の許可証の再交付	薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料	3,300円
70 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証の書換え交付 手数料	2,300円	70 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業 許可証 の許可証の書換え交付 手数料	医薬品販売業 許可証 の許可証の書換え交付 手数料	2,300円
71 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証の再交付 手数料	3,300円	71 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業 許可証 の許可証の再交付 手数料	医薬品販売業 許可証 の許可証の再交付 手数料	3,300円
略	略	略	略	略	略

議案第 113 号

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

岩手公園地下駐車場について駐車料金の上限額を設定するとともに、盛岡駅西口地区駐車場について大型自動二輪車及び普通自動二輪車の定期駐車を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 岩手公園地下駐車場の駐車料金の上限額を次のとおり設定する。

ア 午前8時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車に係る上限額 1,100円

イ 午後6時から翌日の午前8時まで（午前8時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車に係る上限額 800円

(2) 盛岡駅西口地区駐車場における大型自動二輪車及び普通自動二輪車の定期駐車を廃止する。

3 施行期日

平成27年4月1日

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市駐車場条例 昭和46年10月4日条例第36号 改正 略 平成26年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市駐車場条例 第1条から第4条まで 略 (駐車の拒否)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(岩手公園地下駐車場にあつては長さ5.1メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2メートル以下のもの、マリオス立体駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅1.95メートル以下、高さ1.55メートル以下及び重量1.7トン(積載物を含む。)以下のもの、盛岡駅西口地区駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2.4メートル以下のものに限る。</p> <hr/> <p>_____)以外の車両を駐車しようとするとき。</p> <p>(2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。</p> <p>(3) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。</p>	<p>○盛岡市駐車場条例 昭和46年10月4日条例第36号 改正 略</p> <p>盛岡市駐車場条例 第1条から第4条まで 略 (駐車の拒否)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(岩手公園地下駐車場にあつては長さ5.1メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2メートル以下のもの、マリオス立体駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅1.95メートル以下、高さ1.55メートル以下及び重量1.7トン(積載物を含む。)以下のもの、盛岡駅西口地区駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2.4メートル以下のものに限る。<u>以下同じ。</u>)又は同条に規定する大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除き、<u>盛岡駅西口地区駐車場において定期的に駐車しようとする場合に限る。以下同じ。</u>)以外の車両を駐車しようとするとき。</p> <p>(2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。</p> <p>(3) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。</p>

改正後	改正前												
<p>第6条及び第7条 〔略〕 (駐車料金)</p> <p>第8条 駐車場に自動車を入庫させた者(以下「利用者」という。)は、別表に掲げる額の駐車料金を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>利用者</u>が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、自動車を入庫させた日の入庫開始時刻に入庫させたものとみなして駐車料金を算定する。 (回数駐車券及び定期駐車券)</p> <p>第9条 市長は、券面額から1割以内の割引をした額をもって回数駐車券を発行することができる。</p> <p>2 市長は、<u>前条第1項の駐車料金の額から9割以内の割引をした額</u>をもって定期駐車券を発行することができる。</p>	<p>第6条及び第7条 〔略〕 (駐車料金)</p> <p>第8条 駐車場に自動車を入庫させた者(以下「利用者」という。)は、別表に掲げる額の駐車料金を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>駐車場に自動車を入庫させた者(以下「利用者」という。)</u>が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、自動車を入庫させた日の入庫開始時刻に入庫させたものとみなして駐車料金を算定する。 (回数駐車券及び定期駐車券)</p> <p>第9条 市長は、券面額から1割以内の割引をした額をもって回数駐車券を発行することができる。</p> <p>2 市長は、<u>次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額</u>をもって定期駐車券を発行することができる。</p> <p>(1) <u>普通自動車 前条第1項の駐車料金の額から9割以内の割引をした額</u></p> <p>(2) <u>大型自動二輪車又は普通自動二輪車 前号に定める額の2分の1以内の額</u></p>												
<p>第10条から第22条まで 〔略〕 附 則 〔略〕 附 則 (平成26年条例第 号)</p> <p>1 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の盛岡市駐車場条例別表第1号の規定は、この条例の施行の日以後に出庫する自動車に係る駐車料金から適用する。</u></p>	<p>第10条から第22条まで 〔略〕 附 則 〔略〕</p>												
<p>別表(第8条関係)</p> <p>(1) 岩手公園地下駐車場の駐車料金</p> <table border="1" data-bbox="163 1279 1070 1420"> <thead> <tr> <th>駐車時間</th> <th>駐車料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時から午後6時まで</td> <td>駐車時間30分までごとに 150円</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後10時まで</td> <td>駐車時間1時間までごとに 150円</td> </tr> </tbody> </table>	駐車時間	駐車料金	午前8時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに 150円	午後6時から午後10時まで	駐車時間1時間までごとに 150円	<p>別表(第8条関係)</p> <p>(1) 岩手公園地下駐車場の駐車料金</p> <table border="1" data-bbox="1150 1279 2066 1420"> <thead> <tr> <th>駐車時間</th> <th>駐車料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時から午後6時まで</td> <td>駐車時間30分までごとに 150円</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後10時まで</td> <td>駐車時間1時間までごとに 150円</td> </tr> </tbody> </table>	駐車時間	駐車料金	午前8時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに 150円	午後6時から午後10時まで	駐車時間1時間までごとに 150円
駐車時間	駐車料金												
午前8時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに 150円												
午後6時から午後10時まで	駐車時間1時間までごとに 150円												
駐車時間	駐車料金												
午前8時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに 150円												
午後6時から午後10時まで	駐車時間1時間までごとに 150円												

改正後		改正前	
午後10時から翌日の午前8時まで	駐車時間1時間までごとに150円の範囲内で規則で定める額	午後10時から翌日の午前8時まで	駐車時間1時間までごとに150円の範囲内で規則で定める額
備考		備考	
<p>1 駐車時間が午前8時、午後6時又は午後10時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは150円、午前8時又は午後10時にまたがるときは150円の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>2 午前8時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,100円を超えるときは1,100円とし、午後6時から翌日の午前8時まで（午前8時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。</p>		<p>備考 駐車時間が午前8時、午後6時又は午後10時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の時間につき徴収する料金は、午後6時にまたがるときは150円、午前8時又は午後10時にまたがるときは150円の範囲内で規則で定める額とする。</p>	
(2)及び(3) 略		(2)及び(3) 略	

議案第 114 号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート10号館、市営青山三丁目アパート11号館及び市営青山三丁目アパート12号館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

別表から市営青山三丁目アパート10号館、市営青山三丁目アパート11号館及び市営青山三丁目アパート12号館を削る。

3 施行期日

公布の日

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略 平成26年 月 日条例第 号 盛岡市改良住宅条例 第1条から第41条まで 略 附 則 略 附 則 (平成26年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。					○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略 盛岡市改良住宅条例 第1条から第41条まで 略 附 則 略				
別表 (第3条関係)					別表 (第3条関係)				
名称	位置	竣(しゆん)工年 度	戸数	構造	名称	位置	竣(しゆん)工年 度	戸数	構造
市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭48	32	中層耐火5階建	市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭48	32	中層耐火5階建
市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭54	21	中層耐火5階建	市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭54	21	中層耐火5階建
市営青山二丁目アパート1号館	盛岡市青山二丁目	昭40	24	中層耐火3階建	市営青山二丁目アパート1号館	盛岡市青山二丁目	昭40	24	中層耐火3階建
市営青山二丁目アパート2号館	盛岡市青山二丁目	昭41	24	中層耐火3階建	市営青山二丁目アパート2号館	盛岡市青山二丁目	昭41	24	中層耐火3階建
市営青山二丁目アパート3号館	盛岡市青山二丁目	昭41	24	中層耐火3階建	市営青山二丁目アパート3号館	盛岡市青山二丁目	昭41	24	中層耐火3階建
市営青山三丁目アパート1号館	盛岡市青山三丁目	昭38	18	中層耐火3階建	市営青山三丁目アパート1号館	盛岡市青山三丁目	昭38	18	中層耐火3階建

改正後

改正前

市営青山三丁目アパート 3号館	盛岡市青山三丁目	昭35	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 13号館	盛岡市青山三丁目	昭43	48	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 14号館	盛岡市青山三丁目	昭44	48	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 15号館	盛岡市青山三丁目	昭45	18	中層耐火5 階建

市営青山三丁目アパート 3号館	盛岡市青山三丁目	昭35	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 10号館	盛岡市青山三丁目	昭42	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 11号館	盛岡市青山三丁目	昭42	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 12号館	盛岡市青山三丁目	昭42	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 13号館	盛岡市青山三丁目	昭43	48	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 14号館	盛岡市青山三丁目	昭44	48	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 15号館	盛岡市青山三丁目	昭45	18	中層耐火5 階建

議案第 115 号

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

出産育児一時金の額を改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 出産育児一時金の額を39万円から40万 4,000円に改める。

(2) 被保険者の死亡に係る葬祭費について、同一の死亡につき、健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定により葬祭費に相当する給付を受けることができる場合には支給しないこととする。

3 施行期日

平成27年1月1日

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年3月30日条例第8号 改正〔略〕 平成26年12月 日条例第 号 盛岡市国民健康保険条例</p> <p>第1条〔略〕 (国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 盛岡市国民健康保険運営協議会 _____ の委員 の定数は、次のとおりとする。 (1) 被保険者を代表する委員 5人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人 (3) 公益を代表する委員 5人 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人</p> <p>第3条及び第4条 削除 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に 対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法 施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認 められるときは、<u>40万4,000円</u>に、3万円を超えない範囲内で規則で定める 額を加算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、 又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等 共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付 を受けることができる場合には、行わない。</p>	<p>○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年3月30日条例第8号 改正〔略〕</p> <p>盛岡市国民健康保険条例</p> <p>第1条〔略〕 (国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 盛岡市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員 の定数は、次のとおりとする。 (1) 被保険者を代表する委員 5人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人 (3) 公益を代表する委員 5人 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人</p> <p>第3条及び第4条 削除 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に 対し、出産育児一時金として<u>39万円</u> _____ を支給する。ただし、健康保険法 施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認 められるときは、<u>39万円</u> _____ に、3万円を超えない範囲内で規則で定める 額を加算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、 又は例による場合を含む _____)。又は地方公務員等 共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付 を受けることができる場合には、行わない。</p>

改正後	改正前
<p>(葬祭費)</p> <p>第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第7条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律_____第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。</p> <p>第8条から第12条まで [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>附 則 (平成26年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金及び被保険者の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。</p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第7条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。</p> <p>第8条から第12条まで [略]</p> <p>附 則 [略]</p>

議案第116号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域包括支援センターの運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市地域包括支援センター運営協議会を設置しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 所掌事務

ア 地域包括支援センターが担当する区域の設定、地域包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに地域包括支援センターの業務の委託に関すること。

イ 地域包括支援センターの業務の受託者による指定介護予防支援の実施に関すること。

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の23第3項の規定に基づき地域包括支援センターが指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の選定に関すること。

エ 法第115条の46第7項の規定による包括的支援事業の効果的な実施のための関係者との連携に関すること。

オ 法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針に関すること。

カ 地域包括支援センターの事業内容の評価に関すること。

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営に関して必要と認める事項に関すること。

(2) 組織

委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ア 法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者

イ 被保険者

ウ アに掲げる者以外の者で、地域において、高齢者、障害者等の権利擁護の事業、高齢者、障害者等に関する相談に応ずる事業その他の福祉の増進に資する事業に携わるもの

エ 知識経験を有する者

(3) 任期

委員の任期は、3年とする。

(4) 意見の聴取

協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 施行期日

平成27年4月1日

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 [略] 平成26年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市介護保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 介護認定審査会 (第2条)</p> <p>第3章 保険料 (第3条～第12条)</p> <p>第4章 運営協議会</p> <p> 第1節 介護保険運営協議会 (第13条～第19条)</p> <p> 第2節 地域包括支援センター運営協議会 (第20条～第27条)</p> <p>第5章 雑則 (第28条)</p> <p>第6章 罰則 (第29条～第32条)</p> <p>附則</p> <p>第1章から第3章まで [略]</p> <p> 第4章 運営協議会</p> <p> 第1節 介護保険運営協議会 (設置)</p> <p>第13条 介護保険事業の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市介護保険運営協議会 (以下この節において「協議会」という。)を置く。</p> <p>第14条から第19条まで [略]</p> <p> 第2節 地域包括支援センター運営協議会 (設置)</p> <p>第20条 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター (以下「包</p>	<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 [略]</p> <p>盛岡市介護保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 介護認定審査会 (第2条)</p> <p>第3章 保険料 (第3条～第12条)</p> <p>第4章 運営協議会 (第13条～第19条)</p> <p>第5章 雑則 (第20条)</p> <p>第6章 罰則 (第21条～第24条)</p> <p>附則</p> <p>第1章から第3章まで [略]</p> <p> 第4章 運営協議会 (設置)</p> <p>第13条 介護保険事業の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市介護保険運営協議会 (以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>第14条から第19条まで [略]</p>

改正後	改正前
<p>括支援センター」という。)の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市地域包括支援センター運営協議会(以下この節において「協議会」という。)を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第21条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>包括支援センターが担当する区域の設定、包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包括支援センターの業務の委託に関すること。</u></p> <p>(2) <u>包括支援センターの業務の受託者による指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第115条の23第3項の規定に基づき包括支援センターが指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)の選定に関すること。</u></p> <p>(4) <u>法第115条の46第7項の規定による包括的支援事業の効果的な実施のための関係者との連携に関すること。</u></p> <p>(5) <u>法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針に関すること。</u></p> <p>(6) <u>包括支援センターの事業内容の評価に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営に関して必要と認める事項に関すること。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第22条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者</u></p> <p>(2) <u>被保険者</u></p> <p>(3) <u>第1号に掲げる者以外の者で、地域において、高齢者、障害者等の権</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>利擁護の事業，高齢者，障害者等に関する相談に応ずる事業その他の福祉の増進に資する事業に携わるもの</u></p>	
<p><u>(4) 知識経験を有する者</u></p>	
<p><u>2 委員の任期は，3年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。</u></p>	
<p><u>(会長及び副会長)</u></p>	
<p><u>第23条 協議会に会長及び副会長1人を置き，委員の互選とする。</u></p>	
<p><u>2 会長は，会務を総理し，会議の議長となる。</u></p>	
<p><u>3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。</u></p>	
<p><u>(会議)</u></p>	
<p><u>第24条 協議会は，市長が招集する。</u></p>	
<p><u>2 協議会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p>	
<p><u>3 協議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。</u></p>	
<p><u>(意見の聴取)</u></p>	
<p><u>第25条 協議会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。</u></p>	
<p><u>(庶務)</u></p>	
<p><u>第26条 協議会の庶務は，保健福祉部において処理する。</u></p>	
<p><u>(委任)</u></p>	
<p><u>第27条 第20条から前条までに定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。</u></p>	
<p>第5章 雑則</p>	<p>第5章 雑則</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p><u>第28条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。</u></p>	<p><u>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。</u></p>
<p>第6章 罰則</p>	<p>第6章 罰則</p>

改正後	改正前
<p>第29条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第21条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>
<p>第30条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第22条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。</p>
<p>第31条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第23条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>
<p>第32条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>	<p>第24条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>
<p>附則 [略] <u>附則（平成26年条例第 号）</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則 [略]</p>

議案第 117 号

盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めようとするものである。

2 条例の内容

指定居宅介護支援事業者の要件並びに指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の基本方針、従業者の員数及び管理者に関する基準並びに利用料等の受領、運営規程の制定、記録等の整備その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第 118 号

盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めようとするものである。

2 条例の内容

指定介護予防支援事業者の要件並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の基本方針、従業者の員数及び管理者に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、記録等の整備その他運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定める。

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第 119 号

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

地域包括支援センターの職員及びその員数に係る基準並びに地域包括支援センターの運営に係る基準を定める。

なお、独自基準として次に掲げる事項を定める。

- (1) 担当する区域の第 1 号被保険者の数がおおむね 6,000人以上12,000人未満である地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数の基準
- (2) 平成29年 3月31日までの間において前号の基準を満たさない地域包括支援センターについて、段階的に職員を加配することができる経過措置

3 施行期日

平成27年 4月 1日

議案第 120 号

盛岡市ふるさと学習センター条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

姫神ふるさと学習センターの利用者の減少及び管理可能な地元団体がないことから、ふるさと学習センターを廃止しようとするものである。

2 条例の内容

盛岡市ふるさと学習センター条例を廃止する。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

議案第 121 号

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立太田スポーツセンターを廃止するとともに、盛岡市立太田テニスコート等の使用料の額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 太田スポーツセンター

運動広場をテニスコートに組み替え、太田テニスコートに統合するとともに、子供広場及びキャンプ広場を駐車場として整備するため、太田スポーツセンターを廃止する。

(2) 太田テニスコート

既存のテニスコート2面を屋内テニスコートとして整備し、使用料の額等を次のように改める。

【改正前】

区分	一般	高等学校生徒以下の者
テニスコート（1面につき1時間までごとに）	500円	250円

【改正後】

区分	一般	高等学校生徒以下の者
屋外テニスコート（1面につき1時間までごとに）	600円	300円
屋内テニスコート（1面につき1時間までごとに）	1,200円	600円

(3) 松園運動広場

施設の使用実態を考慮し、施設の名称を松園テニスコートに改め、使用料の額等を次のように改める。

【改正前】

区分	一般	高等学校生徒以下の者
運動広場（1時間までごとに）	1,500円	750円

備考 テニスコート、バレーボールコート又はゲートボールコートに区分して使用する場合は、1面につき表に掲げる額の3分の1に相当する額を使用料として徴収する。

【改正後】

区分	一般	高等学校生徒以下の者
テニスコート（1面につき1時間までごとに）	600円	300円

3 施行期日

- (1) 2-(1) 公布の日
- (2) 2-(2) , 2-(3) 平成27年4月1日

4 施設の概要（太田テニスコート屋内テニスコート）

- (1) 屋内テニスコート
鉄骨造平屋建（屋根膜構造） テニスコート2面 1,512.42㎡
- (2) 管理棟
鉄骨造2階建 事務室, 更衣室, トイレ, 多目的トイレ 247.88㎡

【第1条】盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																				
<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 改正 平成26年12月 日条例第 号 盛岡市屋外スポーツ施設条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td> <td>盛岡市上太田穴口4番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立松園運動広場</td> <td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立網取スポーツセンタ</td> <td>盛岡市浅岸字網取34番地251</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td> <td>盛岡市東中野字立石8番地11</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td> <td>盛岡市乙部28地割34番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td> <td>盛岡市玉山区下田字生出1350番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ多目的運動場</td> <td>盛岡市繁字除キ32番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 屋外スポーツ施設の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2</p>	名称	位置	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立網取スポーツセンタ	盛岡市浅岸字網取34番地251	—	—	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2	<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 改正 盛岡市屋外スポーツ施設条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田スポーツセンタ</td> <td>盛岡市上太田穴口4番地3</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td> <td>盛岡市上太田穴口4番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立松園運動広場</td> <td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立網取スポーツセンタ</td> <td>盛岡市浅岸字網取34番地251</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td> <td>盛岡市東中野字立石8番地11</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td> <td>盛岡市乙部28地割34番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td> <td>盛岡市玉山区下田字生出1350番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ多目的運動場</td> <td>盛岡市繁字除キ32番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 屋外スポーツ施設の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2</p>	名称	位置	盛岡市立太田スポーツセンタ	盛岡市上太田穴口4番地3	—	—	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立網取スポーツセンタ	盛岡市浅岸字網取34番地251	—	—	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2
名称	位置																																																				
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3																																																				
盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号																																																				
盛岡市立網取スポーツセンタ	盛岡市浅岸字網取34番地251																																																				
—	—																																																				
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																																				
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																																				
盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地																																																				
盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3																																																				
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																																				
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																																				
盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2																																																				
名称	位置																																																				
盛岡市立太田スポーツセンタ	盛岡市上太田穴口4番地3																																																				
—	—																																																				
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3																																																				
盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号																																																				
盛岡市立網取スポーツセンタ	盛岡市浅岸字網取34番地251																																																				
—	—																																																				
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																																				
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																																				
盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地																																																				
盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3																																																				
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																																				
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																																				
盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2																																																				

改正後

第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
盛岡市立太田テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立松園運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで
盛岡市立網取スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立東中野運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで
盛岡市立乙部運動広場	通年	午前9時から午後9時まで
盛岡市立生出スキ一場	12月20日から翌年の3月25日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立玉山運動場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで

改正前

第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
盛岡市立太田スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	(1) 運動広場及び子供広場 午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで (2) キャンプ場 午前9時から翌日の午前9時まで
盛岡市立太田テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立松園運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで
盛岡市立網取スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立東中野運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで
盛岡市立乙部運動広場	通年	午前9時から午後9時まで
盛岡市立生出スキ一場	12月20日から翌年の3月25日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立玉山運動場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで

改正後			改正前		
盛岡市立好摩相撲場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後5時まで	盛岡市立好摩相撲場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後5時まで
盛岡市立好摩テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで	盛岡市立好摩テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立つなぎ多目的運動場	3月1日から12月28日まで	午前9時から午後9時(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)にあつては、午前8時から午後9時)まで	盛岡市立つなぎ多目的運動場	3月1日から12月28日まで	午前9時から午後9時(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)にあつては、午前8時から午後9時)まで
(休場日)			(休場日)		
第4条 屋外スポーツ施設(盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場、盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場、盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を除く。以下この項において同じ。)の休場日は、次の各号に掲げる屋外スポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に休場することができる。			第4条 屋外スポーツ施設(盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場、盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場、盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を除く。以下この項において同じ。)の休場日は、次の各号に掲げる屋外スポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に休場することができる。		
(1) 盛岡市立太田テニスコート及び盛岡市立網取スポーツセンター 毎月第3火曜日(その日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日)			(1) 盛岡市立太田スポーツセンター、盛岡市立太田テニスコート及び盛岡市立網取スポーツセンター 毎月第3火曜日(その日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日)		
(2) [略]			(2) [略]		
2 [略] (使用の許可等)			2 [略] (使用の許可等)		
第5条 屋外スポーツ施設(盛岡市立乙部運動広場を除く。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。			第5条 屋外スポーツ施設(盛岡市立太田スポーツセンター子供広場及び盛岡市立乙部運動広場を除く。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。		
2及び3 [略]			2及び3 [略]		

改正後		改正前	
第6条から第20条まで [略] 附則 [略] 附則(平成26年条例第 号) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。		第6条から第20条まで [略] 附則 [略]	
別表(第8条関係) (1) 盛岡市立太田テニスコート, 盛岡市立松園運動広場, 盛岡市立網取スポーツセンター, 盛岡市立東中野運動広場, 盛岡市立乙部運動広場, 盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料		別表(第8条関係) (1) 盛岡市立太田スポーツセンター, 盛岡市立太田テニスコート, 盛岡市立松園運動広場, 盛岡市立網取スポーツセンター, 盛岡市立東中野運動広場, 盛岡市立乙部運動広場, 盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料	
区分	一般	高等学校生徒以下の者	
盛岡市立太田テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	500円	250円
盛岡市立松園運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	1,500円	750円
盛岡市立網取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	500円	150円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円
盛岡市立東中野運動広場	運動広場	300円	100円
区分	一般	高等学校生徒以下の者	
盛岡市立太田スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	3,000円	1,500円
	子供広場	無料	
	キャンプ広場		
盛岡市立太田テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	500円	250円
盛岡市立松園運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	1,500円	750円
盛岡市立網取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	500円	150円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円
盛岡市立東中野運動広場	運動広場	300円	100円

改正後				
勸広場	(1時間までごとに)			
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)		300円	100円
盛岡市立乙部運動広場	運動広場		無料	
盛岡市立生出スキ一場	ロープ塔	午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	840円	420円
		午前9時から午後4時まで	1,460円	730円
		開設期間中	10,500円	7,350円
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場(1時間までごとに)		4,000円	2,000円

備考

1 盛岡市立松園運動広場をテニスコート、バレーボールコート又はゲートボールコートに区分して使用する場合は、それぞれ1面につき

表に掲げる額の3分の1に相当する額を使用料として徴収する。

2 [略]

改正前				
勸広場	(1時間までごとに)			
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)		300円	100円
盛岡市立乙部運動広場	運動広場		無料	
盛岡市立生出スキ一場	ロープ塔	午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	840円	420円
		午前9時から午後4時まで	1,460円	730円
		開設期間中	10,500円	7,350円
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場(1時間までごとに)		4,000円	2,000円

備考

1 盛岡市立太田スポーツセンター運動広場及び盛岡市立松園運動広場をテニスコート、バレーボールコート又はゲートボールコートに区分して使用する場合は、それぞれ1面につき盛岡市立太田スポーツセンター運動広場にあつては表に掲げる額の6分の1に、盛岡市立松園運動広場にあつては表に掲げる額の3分の1に相当する額を使用料として徴収する。

2 [略]

改正後	改正前
<p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 附属設備を使用する場合の使用料</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 盛岡市立太田テニスコート，盛岡市立網取スポーツセンター，盛岡市立玉山運動場，盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の照明設備 実費の範囲内で市長の定める額</p>	<p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 附属設備を使用する場合の使用料</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ <u>移動テント</u> <u>1夜1張につき300円</u></p> <p>ロ 盛岡市立太田テニスコート，盛岡市立網取スポーツセンター，盛岡市立玉山運動場，盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の照明設備 実費の範囲内で市長の定める額</p>

【第2条】盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																												
<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 改正 平成26年12月 日条例第 号 盛岡市屋外スポーツ施設条例</p> <p>第1条 [略] (設置)</p> <p>第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td> <td>盛岡市上太田穴口4番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立松園テニスコート</td> <td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立網取スポーツセンター</td> <td>盛岡市浅岸字網取34番地251</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td> <td>盛岡市東中野字立石8番地11</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td> <td>盛岡市乙部28地割34番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td> <td>盛岡市玉山区下田字生出1350番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ多目的運動場</td> <td>盛岡市繁字除キ32番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 屋外スポーツ施設の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条が</p>	名称	位置	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立松園テニスコート	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立網取スポーツセンター	盛岡市浅岸字網取34番地251	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2	<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 改正 盛岡市屋外スポーツ施設条例</p> <p>第1条 [略] (設置)</p> <p>第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td> <td>盛岡市上太田穴口4番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立松園運動広場</td> <td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立網取スポーツセンター</td> <td>盛岡市浅岸字網取34番地251</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td> <td>盛岡市東中野字立石8番地11</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td> <td>盛岡市乙部28地割34番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td> <td>盛岡市玉山区下田字生出1350番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ多目的運動場</td> <td>盛岡市繁字除キ32番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 屋外スポーツ施設の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条が</p>	名称	位置	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立網取スポーツセンター	盛岡市浅岸字網取34番地251	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2
名称	位置																																												
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3																																												
盛岡市立松園テニスコート	盛岡市西松園三丁目19番4号																																												
盛岡市立網取スポーツセンター	盛岡市浅岸字網取34番地251																																												
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																												
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																												
盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地																																												
盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3																																												
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2																																												
名称	位置																																												
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3																																												
盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号																																												
盛岡市立網取スポーツセンター	盛岡市浅岸字網取34番地251																																												
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																												
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																												
盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地																																												
盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3																																												
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2																																												

改正後

ら第12条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
盛岡市立太田テニスコート	4月1日から11月30日まで(屋内テニスコートにあつては、1月4日から12月28日まで)	午前9時から午後9時まで
盛岡市立松園テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで
盛岡市立網取スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立東中野運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで
盛岡市立乙部運動広場	通年	午前9時から午後9時まで
盛岡市立生出スキ一場	12月20日から翌年の3月25日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立玉山運動場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立好摩相撲場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後5時まで
盛岡市立好摩テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立つなぎ多目的運動場	3月1日から12月28日まで	午前9時から午後9時(土曜日、日曜日又は国民の祝日に)

改正前

ら第12条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
盛岡市立太田テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立松園運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで
盛岡市立網取スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立東中野運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで
盛岡市立乙部運動広場	通年	午前9時から午後9時まで
盛岡市立生出スキ一場	12月20日から翌年の3月25日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立玉山運動場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立好摩相撲場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後5時まで
盛岡市立好摩テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立つなぎ多目的運動場	3月1日から12月28日まで	午前9時から午後9時(土曜日、日曜日又は国民の祝日に)

改正後

改正前

関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)にあつては、午前8時から午後9時)まで

関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)にあつては、午前8時から午後9時)まで

第4条 [略]

(1) [略]

(2) 盛岡市立松園テニスコート及び盛岡市立東中野運動広場 毎月第3金曜日(その日が祝日法による休日に当たるときは、その前日)

2 略

第5条から第20条まで [略]

附 則 [略]

附 則(平成26年条例第 号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(1) 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園テニスコート、盛岡市立網取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料

区分		一般	高等学校生徒以下の者
盛岡市立太田テニスコート	屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)	600円	300円
	屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)	1,200円	600円

第4条 [略]

(1) [略]

(2) 盛岡市立松園運動広場 及び盛岡市立東中野運動広場 毎月第3金曜日(その日が祝日法による休日に当たるときは、その前日)

2 略

第5条から第20条まで [略]

附 則 [略]

別表(第8条関係)

(1) 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園運動広場、盛岡市立網取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料

区分		一般	高等学校生徒以下の者
盛岡市立太田テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	500円	250円

改正後					改正前					
盛岡市立松園テニスコート	テニスコート		600円	300円	盛岡市立松園運動広場	運動広場		1,500円	750円	
	(1面につき1時間までごとに)					(1時間までごとに)				
盛岡市立網取スポーツセンター	運動広場		500円	150円	盛岡市立網取スポーツセンター	運動広場		500円	150円	
	(1時間までごとに)					(1時間までごとに)				
盛岡市立東中野運動広場	テニスコート		300円	100円	盛岡市立東中野運動広場	テニスコート		300円	100円	
	(1面につき1時間までごとに)					(1面につき1時間までごとに)				
盛岡市立東中野運動広場	運動広場		300円	100円	盛岡市立東中野運動広場	運動広場		300円	100円	
	(1時間までごとに)					(1時間までごとに)				
盛岡市立東中野運動広場	テニスコート		300円	100円	盛岡市立東中野運動広場	テニスコート		300円	100円	
	(1面につき1時間までごとに)					(1面につき1時間までごとに)				
盛岡市立乙部運動広場	運動広場		無料		盛岡市立乙部運動広場	運動広場		無料		
盛岡市立生出スキー場	ロープ塔	午前9時から午後1時まで, 正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	840円	420円	盛岡市立生出スキー場	ロープ塔	午前9時から午後1時まで, 正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	840円	420円	
		午前9時から午後4時まで	1,460円	730円			開設期間中	午前9時から午後4時まで	1,460円	730円
		開設期間中	10,500円	7,350円				開設期間中	10,500円	7,350円
	開設期間中	10,500円	7,350円							

改正後				改正前			
盛岡市立つなぎ多 目的運動場	多目的運動場（1時間 までごとに）	4,000円	2,000円	盛岡市立つなぎ多 目的運動場	多目的運動場（1時間 までごとに）	4,000円	2,000円
備考 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合は、表に掲げる額の2分の1に相当する額を使用料として徴収する。				備考			
(2) [略]				1 盛岡市立松園運動広場をテニスコート、バレーボールコート又はゲートボールコートに区分して使用する場合は、それぞれ1面につき表に掲げる額の3分の1に相当する額を使用料として徴収する。			
(3) 附属設備を使用する場合の使用料 ア及びイ [略]				2 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合は、表に掲げる額の2分の1に相当する額を使用料として徴収する。			
ウ 盛岡市立太田テニスコートのシャワー室 実費の範囲内で市長の定める額				(2) [略]			
				(3) 附属設備を使用する場合の使用料 ア及びイ [略]			